

## 建築物石綿含有建材調査者講習の登録について

### I 登録の要件等

#### 1 登録の申請が登録規程第五条に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。

##### ○登録規程第5条第1項第5号は次のとおり

制限業種事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

ただし、申請者が、労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第8条に規定する労働災害防止団体である場合その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務を公正に行うことができると認められる場合においては、この限りでない。

ア 申請者が株式会社である場合にあっては、制限業種事業者がその親法人(会社法第879条第1項に規定する親法人をいう。)であること。

イ 申請者の役員に占める制限業種事業者の役員又は職員(過去2年間に制限業種事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ウ 申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が制限業種事業者の役員又は職員(過去2年間に制限業種事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

#### 2 制限業種事業者について

##### ○登録規程第2条第4項により「制限業種事業者」とは、次に掲げる業種に属する事業を行う者をいう。

ア 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含む。)

イ 建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。)

ウ 不動産業

エ 建築材料の製造、供給及び流通に関する業

オ 石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業

### II 登録申請

#### 1 申請先

講習事務を行う事務所のうち主たるものの所在地を管轄する都道府県労働局長

#### 2 登録申請書(任意様式(申請書例参照))

登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出する。

- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・建築物石綿含有建材調査者講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ・建築物石綿含有建材調査者講習事務を開始しようとする年月日

### 3 登録申請書の添付書類

登録の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

#### (1) 申請者が個人である場合

- ア 住民票の抄本又はこれに準ずべき書面
- イ 申請者の略歴を記載した書類
- ウ 建築物石綿含有建材調査者講習事務を管理する者の氏名及び略歴を記載した書類
- エ 講義の講師が登録規程第5条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- オ 登録規程第7条第2項第2号ロに掲げる方法により建築物石綿含有建材調査者講習を行う場合(以下「**実地研修を行う場合**」という。)にあっては、実地研修の講師が登録規程第5条第1項第4号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- カ 講義の講師の担当する科目を記載した書類
- キ 建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を記載した書類その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- ク 建築物石綿含有建材調査者講習事務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ケ 申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- コ その他参考となる事項を記載した書類

#### (2) 申請者が法人である場合

- ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- イ 株主名簿又は社員名簿の写し
- ウ 申請に係る意思の決定を証する書類
- エ 役員(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。)の氏名及び略歴を記載した書類

オ (1) のウからコまでに定める書類

#### 4 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、登録を受けることができない。

- ① 建築基準法(昭和 25 年法律第 201)、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)、じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ② 登録規程第 15 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- ③ 法人であって、建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

### Ⅲ その他

#### 1 講習実施機関の実施計画の作成（届出様式の定めなし。）

ア 講習実施機関は、毎事業年度、講習の実施に関する計画（登録規程第 7 条第 1 項に記載）を作成し、これに従って講習事務を行うものとする。

イ 講習実施機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあっては、その登録後遅滞なく）、講習の実施に関する計画を都道府県労働局長に届け出るものとする。（届出を変更しようとするときも、同様とする。）

ウ 講習実施機関は、毎事業年度経過後 1 カ月以内に、登録規程第七条第五項に定める事項を都道府県労働局長に提出する。

#### 2 建築物石綿含有調査者講習事務規程の届け出（届出様式に定めなし。）

登録規程第 10 条に基づき、講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、都道府県労働局長に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

- ア 建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- イ 建築物石綿含有建材調査者講習事務を行う事務所及び建築物石綿含有建材調査者講習の実施場所に関する事項
- ウ 建築物石綿含有建材調査者講習の受講の申込みに関する事項
- エ 建築物石綿含有建材調査者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項
- オ 建築物石綿含有建材調査者講習の日程、公示方法その他の建築物石綿含有建材調査者講習の実施の方法に関する事項
- カ 実地研修を行う場合にあっては、実地研修における事故防止対策に関する事項
- キ 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
- ク 終了した建築物石綿含有建材調査者講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
- ケ 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- コ 講義を受講したことを証する書類の交付及び再交付に関する事項
- サ 建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する秘密の保持に関する事項
- シ 建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する公正の確保に関する事項
- ス 不正受講者の処分に関する事項
- セ 登録規程第 16 条第 1 項の帳簿その他の建築物石綿含有建材調査者講習事務に関する書類の管理に関する事項
- ソ その他建築物石綿含有建材調査者講習事務に関し必要な事項

#### 【関係資料】

- ・登録申請書（例）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録制度の一部改正について（登録制度の概要）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程

（平成 30 年 10 月 23 日/厚生労働省/国土交通省/環境省/告示第 1 号）

埼玉労働局労働基準部健康安全課  
建築物石綿含有建材調査者講習 担当  
電話 048-600-6206